

## 魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 令和7年7月4日（金）  
午後2時00分
- ・ところ 魚津市役所第四、五、六会議室

# 議 事

第 1 議事録署名委員について

第 2 議案 第 18 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

第 3 議案 第 19 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和7年7月4日（金）
2. 総会の場所 魚津市役所第四、五、六会議室
3. 農業委員の定数 14名

4. 総会に出席した農業委員の数 12名

職務代理（議長）12番 北田 直喜

委員 1番 水尾 英俊 2番 澤田 重孝

3番 中山 彦信 4番 上樂 晃

5番 稗苗 史絵 6番 小坂 義則

8番 佐々木 隆 10番 大崎 章博

11番 高橋 順子 13番 谷越 彦茂

14番 石坂 誠一

5. 総会を欠席した農業委員の数 2名

7番 宮坂 博一 9番 住田 賀津彦

6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 0名

7. 議事録署名委員

11番 高橋 順子 13番 谷越 彦茂

8. 総会に出席した職員

事務局長 舘 和生 係長 藤井 勝利

主査 本田 陽一 主事 山根 悠平

主事 清水 雅之

---

【開 会：午後2時00分】

議 長： それではただ今から令和7年度7月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中12名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、11番高橋委員、13番谷越委員にお願いいたします。

議案第18号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第18号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

2ページ目をご覧ください。今月の申請は1件ございます。地区別の内訳は表のとおりです。面積が5,551㎡です。

**【議案第18号 議案書をもとに朗読】**

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

3番： 現地確認の際や今ほど事務局の説明にあったとおりです。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見ありましたらご発言願います。

議長： 以前、農地転用許可が出ている地番ではないか。

事務局： 令和4年5月に許可が出ております。また、令和5年12月に建築費高騰を理由に転用許可の取消をしておられます。

議長： この他に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第18号は意見決定いたします。

議案第19号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第19号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明します。

今月の案件は農用地利用集積等促進計画が全19件、50筆、80,470 m<sup>2</sup>になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農地中間管理事業の推進に関する法律第5条の各要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

14番： 766番、767番では貸し手が同一人物で借り手が異なるが、何か理由はあるのか。

事務局： 同地区内の耕作者で相談し、それぞれの耕作地に近い農地で契約しておられます。

議 長： 意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第19号は決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・農地パトロールについて  
・農振除外（令和7年度5月除外について）

議長： 以上で本日の総会を終了します。

**【閉 会：午後2時45分】**

## 【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第18号 受付番号1番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 山根 悠平
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、住宅用地等の連たんしている土地に近接し、10ha未滿(8.7ha)の農地の集団規模にある区域内にある市街化傾向の区域にあるため、第2種農地と判断しました。転用許可基準は代替可能性なしです。	
転用目的	譲受人は車両販売、修理、整備業を営んでいる。取扱い車種が増えたことや、中古車需要が年々高まっていることから、既存敷地では展示スペースが不足し、敷地の手狭さから整備作業にも支障が出ている。そこで新川地区の拠点となる営業所を再編、移転する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は営業所及び駐車場として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、営業所及び駐車場が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接宅地との境界には擁壁を設置し、近隣へ被害が及ばぬよう十分配慮されます。 上水、下水は既存の公共施設を利用されます。 雨水排水は敷地に調整池を通し、水路へ排水されます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		